

柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食関連事業者に対し、予算の範囲内で、柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金（以下「市支援金」という。）を支給することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の6第1項に基づく営業時間短縮の要請（以下「まん延防止等重点措置適用に伴う時短要請」という。）の影響を受けた飲食関連事業者（タクシー事業者・自動車運転代行業者を含む。）

ア まん延防止等重点措置適用に伴う時短要請区域の県内市町村にある飲食店に対して、直接かつ継続して財・サービスを提供していること。

イ 法令等で定める事業に必要な許認可等を全て取得していること。

ウ 業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること。

エ 申請日時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。

(2) 新潟県が実施する新潟県事業継続支援金（以下「県支援金」という。）の支給決定を受けている者

(3) 市内に本社又は事業所を有している者

(4) 市税を滞納していない者

(市支援金の額)

第3条 市支援金の支給額は、1事業者当たり10万円とする。

(支給の申請)

第4条 市支援金の支給を受けようとする者は、柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金支給申請書（別記第1号様式）に必要書類を添

付し、市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、速やかに市支援金の支給の可否を決定し、その旨を申請者に柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金支給・不支給決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(支給の条件)

第6条 この市支援金は、次の各号に掲げる事項を条件として支給するものとする。

- (1) 市支援金に係る市の検査や報告に協力すること。
- (2) 市支援金の申請に係る第4条の申請書及び添付書類の原本を、市支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(支給の時期)

第7条 この市支援金の支給は、第5条の決定をした日から起算して7日以内の日とする。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第5条に規定する支給決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により市支援金の支給を取り消した場合で、既に市支援金の支払を完了しているときは、申請者に対し、柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金支給決定取消及び返還通知書(別記第3号様式)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 申請者は、前項の規定により市支援金の返還を命ぜられたときは、その市支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じた加算金(市支援金の額に年率10.95%の割合を乗じて得た額)を納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市支援金の支払については、令和5年5月31日までの間は、なおその効力を有する。